

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 徳島県
（氏名） A

上記被審人に対する平成29年度（判）第33号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金47万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年6月25日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年4月23日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」という。）に上場されている株式会社ユアテック（以下「ユアテック」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成28年9月23日午後0時52分頃から同年10月13日午後0時55分頃までの間、14取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、自己及びE名義の証券口座を用いて、上値売り注文を大量に入れた上で、自身の売り注文と買い注文を下値で対当させるなどの方法により、同株式を下値で買い付けた後、上値に大量に入れた売り注文を取り消すとともに下値買い注文を入れた上で、自身の売り注文と買い注文を上値で対当させるなどの方法により、同株式を上値で売り付けるなどして、同株式合計64万4000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計67万3000株を買い付けるとともに、同株式合計35万株の買付けの委託を行う一方、同株式合計67万3000株を売り付け、
 - (2) 東証第一部に上場されている前田道路株式会社（以下「前田道路」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成28年10月6日午後0時52分頃から同年11月8日午後2時31分頃までの間、22取引日にわたり、東京証券取引所において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、自己、E及びF名義の証券口座を用いて、前記同様の方法により、同株式合計115万1000株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計144万9000株を買い付ける一方、同株式合計25万7000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計144万9000株を売り付け、
- もって、自己の計算において、ユアテック及び前田道路各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

違反行為状況

1. ユアテック

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成28年9月23日 午後0時52分31秒 ~ 平成28年10月13日 午後0時55分21秒		B	200,000	162,000	329,000	329,000
		C	195,000	99,000	23,000	23,000
		D	249,000	89,000	321,000	321,000
		合計	644,000	350,000	673,000	673,000

2. 前田道路

(単位:株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成28年10月6日 午後0時52分0秒 ~ 平成28年11月8日 午後2時31分13秒		B	361,000	139,000	721,000	721,000
		C	282,000	42,000	50,000	50,000
		D	508,000	76,000	678,000	678,000
		合計	1,151,000	257,000	1,449,000	1,449,000

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第159条第2項第1号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

(1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

(2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. ユアテック株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、673,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、673,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(673,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(543円×1,000株+544円×3,000株+545円×5,000株+547円×4,000株
+548円×7,000株+549円×20,000株+550円×2,000株+551円×1,000株
+552円×13,000株+553円×25,000株+554円×20,000株
+555円×65,000株+556円×11,000株+557円×14,000株
+558円×4,000株+559円×30,000株+560円×27,000株+561円×8,000株
+562円×10,000株+563円×49,000株+564円×11,000株+565円×6,000株
+566円×5,000株+568円×12,000株+569円×5,000株+570円×4,000株
+571円×15,000株+572円×9,000株+573円×29,000株+574円×12,000株
+575円×5,000株+576円×2,000株+577円×12,000株+578円×9,000株
+579円×10,000株+580円×30,000株+581円×13,000株+582円×7,000株
+583円×25,000株+584円×3,000株+585円×14,000株+586円×5,000株
+587円×12,000株+588円×3,000株+589円×11,000株+590円×5,000株
+591円×28,000株+592円×2,000株+593円×23,000株+594円×4,000株
+595円×23,000株)

－ (543円×2,000株+544円×9,000株+546円×2,000株+547円×5,000株
+548円×7,000株+549円×16,000株+550円×3,000株+551円×3,000株
+552円×18,000株+553円×26,000株+554円×28,000株
+555円×50,000株+556円×8,000株+557円×16,000株+558円×15,000株
+559円×23,000株+560円×26,000株+561円×7,000株+562円×14,000株
+563円×49,000株+564円×4,000株+565円×10,000株+568円×17,000株
+569円×2,000株+570円×1,000株+571円×19,000株+572円×6,000株
+573円×33,000株+574円×13,000株+577円×12,000株
+578円×10,000株+579円×7,000株+580円×36,000株+581円×10,000株

+582 円×11,000 株+583 円×23,000 株+584 円×4,000 株+585 円×12,000 株
+586 円×14,000 株+587 円×5,000 株+588 円×3,000 株+589 円×15,000 株
+590 円×5,000 株+591 円×22,000 株+592 円×4,000 株+593 円×25,000 株
+594 円×3,000 株+595 円×20,000 株)

=173,000 円

及び

② 当該超える数量が 0 株であることから、0 円
の合計額 173,000 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を
切捨て、170,000 円となる。

2. 前田道路株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、1,449,000
株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、
1,449,000 株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (1,449,000 株) に係るもの
について、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算に
よる当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(1,773 円×7,000 株+1,774 円×15,000 株+1,775 円×1,000 株
+1,776 円×19,000 株+1,777 円×7,000 株+1,778 円×19,000 株
+1,779 円×1,000 株+1,781 円×1,000 株+1,783 円×1,000 株
+1,784 円×1,000 株+1,785 円×1,000 株+1,786 円×5,000 株
+1,787 円×21,000 株+1,799 円×2,000 株+1,802 円×3,000 株
+1,803 円×7,000 株+1,804 円×13,000 株+1,806 円×1,000 株
+1,807 円×5,000 株+1,808 円×4,000 株+1,809 円×19,000 株
+1,810 円×6,000 株+1,811 円×3,000 株+1,812 円×4,000 株
+1,813 円×9,000 株+1,814 円×3,000 株+1,815 円×2,000 株
+1,817 円×1,000 株+1,818 円×4,000 株+1,819 円×4,000 株
+1,820 円×2,000 株+1,821 円×17,000 株+1,822 円×16,000 株
+1,823 円×26,000 株+1,824 円×35,000 株+1,825 円×21,000 株
+1,826 円×48,000 株+1,827 円×43,000 株+1,828 円×33,000 株
+1,830 円×10,000 株+1,831 円×18,000 株+1,832 円×7,000 株
+1,833 円×9,000 株+1,834 円×6,000 株+1,835 円×10,000 株

+1,836 円×12,000 株+1,837 円×5,000 株+1,838 円×21,000 株
+1,839 円×5,000 株+1,840 円×8,000 株+1,841 円×35,000 株
+1,842 円×3,000 株+1,843 円×20,000 株+1,844 円×37,000 株
+1,845 円×3,000 株+1,846 円×2,000 株+1,847 円×1,000 株
+1,848 円×1,000 株+1,849 円×9,000 株+1,850 円×1,000 株
+1,851 円×11,000 株+1,853 円×1,000 株+1,856 円×5,000 株
+1,857 円×13,000 株+1,858 円×27,000 株+1,861 円×25,000 株
+1,864 円×4,000 株+1,867 円×1,000 株+1,869 円×6,000 株
+1,871 円×5,000 株+1,872 円×5,000 株+1,891 円×1,000 株
+1,892 円×1,000 株+1,893 円×15,000 株+1,894 円×1,000 株
+1,895 円×1,000 株+1,896 円×1,000 株+1,897 円×1,000 株
+1,898 円×5,000 株+1,899 円×5,000 株+1,900 円×8,000 株
+1,901 円×6,000 株+1,902 円×13,000 株+1,903 円×18,000 株
+1,904 円×5,000 株+1,905 円×5,000 株+1,906 円×14,000 株
+1,907 円×10,000 株+1,908 円×56,000 株+1,909 円×16,000 株
+1,910 円×3,000 株+1,911 円×4,000 株+1,912 円×12,000 株
+1,913 円×33,000 株+1,914 円×41,000 株+1,915 円×3,000 株
+1,916 円×17,000 株+1,917 円×30,000 株+1,918 円×35,000 株
+1,919 円×38,000 株+1,920 円×12,000 株+1,921 円×7,000 株
+1,923 円×14,000 株+1,924 円×7,000 株+1,925 円×9,000 株
+1,926 円×8,000 株+1,927 円×10,000 株+1,928 円×28,000 株
+1,933 円×1,000 株+1,935 円×3,000 株+1,936 円×1,000 株
+1,937 円×1,000 株+1,938 円×7,000 株+1,939 円×1,000 株
+1,940 円×27,000 株+1,941 円×4,000 株+1,942 円×18,000 株
+1,943 円×24,000 株+1,944 円×4,000 株+1,945 円×14,000 株
+1,946 円×9,000 株+1,947 円×6,000 株+1,948 円×2,000 株
+1,949 円×7,000 株+1,950 円×46,000 株+1,951 円×14,000 株
+1,952 円×8,000 株+1,953 円×1,000 株+1,954 円×2,000 株)
- (1,773 円×11,000 株+1,774 円×13,000 株+1,775 円×8,000 株
+1,776 円×14,000 株+1,777 円×4,000 株+1,778 円×19,000 株
+1,781 円×1,000 株+1,783 円×2,000 株+1,784 円×1,000 株
+1,785 円×3,000 株+1,786 円×8,000 株+1,787 円×15,000 株
+1,799 円×2,000 株+1,802 円×6,000 株+1,803 円×10,000 株
+1,804 円×7,000 株+1,806 円×1,000 株+1,807 円×5,000 株

+1,808 円×11,000 株+1,809 円×13,000 株+1,810 円×5,000 株
+1,811 円×3,000 株+1,812 円×9,000 株+1,813 円×7,000 株
+1,815 円×2,000 株+1,817 円×2,000 株+1,818 円×4,000 株
+1,819 円×9,000 株+1,820 円×2,000 株+1,821 円×18,000 株
+1,822 円×20,000 株+1,823 円×34,000 株+1,824 円×33,000 株
+1,825 円×15,000 株+1,826 円×57,000 株+1,827 円×30,000 株
+1,828 円×22,000 株+1,830 円×6,000 株+1,831 円×19,000 株
+1,832 円×3,000 株+1,833 円×11,000 株+1,834 円×9,000 株
+1,835 円×20,000 株+1,836 円×13,000 株+1,837 円×3,000 株
+1,838 円×23,000 株+1,839 円×5,000 株+1,840 円×4,000 株
+1,841 円×39,000 株+1,842 円×4,000 株+1,843 円×14,000 株
+1,844 円×38,000 株+1,845 円×5,000 株+1,846 円×2,000 株
+1,847 円×3,000 株+1,849 円×7,000 株+1,851 円×10,000 株
+1,853 円×1,000 株+1,855 円×4,000 株+1,856 円×3,000 株
+1,857 円×12,000 株+1,858 円×27,000 株+1,860 円×2,000 株
+1,861 円×22,000 株+1,864 円×5,000 株+1,869 円×6,000 株
+1,871 円×7,000 株+1,872 円×3,000 株+1,891 円×4,000 株
+1,892 円×2,000 株+1,893 円×11,000 株+1,894 円×3,000 株
+1,896 円×5,000 株+1,897 円×1,000 株+1,898 円×2,000 株
+1,899 円×1,000 株+1,900 円×8,000 株+1,901 円×13,000 株
+1,902 円×13,000 株+1,903 円×15,000 株+1,904 円×6,000 株
+1,905 円×1,000 株+1,906 円×13,000 株+1,907 円×19,000 株
+1,908 円×56,000 株+1,909 円×10,000 株+1,910 円×3,000 株
+1,911 円×3,000 株+1,912 円×13,000 株+1,913 円×24,000 株
+1,914 円×39,000 株+1,915 円×15,000 株+1,916 円×21,000 株
+1,917 円×34,000 株+1,918 円×28,000 株+1,919 円×40,000 株
+1,920 円×10,000 株+1,921 円×7,000 株+1,922 円×3,000 株
+1,923 円×11,000 株+1,924 円×7,000 株+1,925 円×6,000 株
+1,926 円×11,000 株+1,927 円×9,000 株+1,928 円×26,000 株
+1,933 円×1,000 株+1,935 円×4,000 株+1,936 円×2,000 株
+1,938 円×6,000 株+1,939 円×4,000 株+1,940 円×30,000 株
+1,941 円×6,000 株+1,942 円×16,000 株+1,943 円×19,000 株
+1,944 円×9,000 株+1,945 円×10,000 株+1,946 円×4,000 株
+1,947 円×7,000 株+1,948 円×3,000 株+1,949 円×13,000 株

+1,950 円×44,000 株+1,951 円×14,000 株+1,952 円×6,000 株
+1,954 円×2,000 株)

=304,000 円

及び

② 当該超える数量が 0 株であることから、0 円
の合計額 304,000 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を
切捨て、300,000 円となる。

3. 上記 1. ないし 2. により算定した額の合計
170,000 円+300,000 円=470,000 円となる。